

○豊島区保健所運営協議会条例

昭和50年3月15日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）及び地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）の規定に基づき、運営協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭62条例13・全改、平6条例29・一部改正)

(設置)

第2条 法第11条の規定に基づき、豊島区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議するため、豊島区保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(昭62条例13・全改、平6条例29・平11条例43・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、区長が招集する。

(昭62条例13・一部改正)

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、会長は、委員として表決に加わることができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康部において処理する。

(昭62条例13・平11条例43・令6条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日条例第13号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月12日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第43号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。